また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏名　宮武　誠
　生年月日　昭和五十四年九月十一日生
　旅券申請所上　タイ王国
二、返納すべき旅券
　旅券番号　TZ〇八三八一五四
　発行年月日　平成二十五年六月十九日
　旅券名義人　宮武　誠
三、返納すべき理由
　当該旅券名義人は、平成二十六年六月二十六日、尾道簡易裁判所から、割賦販売法違反事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十六年六月三日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当する者であることが判明したものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第１の１の(1)のシの規定に基づき組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を行ったので、組換えＤＮＡ技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第４条の規定に基づき公表する。

平成26年10月24日

農林水産大臣　西川　公也

組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料

品種	名称	申請者
大豆	除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ダイズ68416系統	ダウ・ケミカル日本株式会社

中国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成26年10月24日

中国地方整備局長　尾藤　勇

道路の種類	路線名	区間
一般国道	185号	呉市阿賀中央二丁目2934番１から同市阿賀中央三丁目3935番１までの上り線
		呉市阿賀中央二丁目2934番１から同市阿賀中央三丁目3930番３までの下り線

法務

公証人任免

松山地方法務局所属公証人前川典和は顧により公証人を免ぜられた。

檜垣明美は公証人に任命され、松山地方法務局所属公証人前川典和の後任を命ぜられた。（以上十月一日）

東京法務局所属公証人千葉勝郎は顧により公証人を免ぜられた。

吉田健司は公証人に任命され、東京法務局所属公証人千葉勝郎の後任を命ぜられた。（以上十月十一日）

東京法務局所属公証人小圷眞史は顧により公証人を免ぜられた。

久我泰博は公証人に任命され、東京法務局所属公証人小圷眞史の後任を命ぜられた。（以上十月十六日）（法務省）

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

沖縄労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、沖縄県糖類製造業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年10月24日

沖縄労働局長　谷　直樹

第４号中「１時間693円」を「１時間700円」に改める。

公告

諸事項

工場財団

神戸市西区丸塚二丁目３番12号**株式会社兵庫生コン**の工場財団に神戸市西区丸塚二丁目142番地１株式会社兵庫生コン本社工場の工作物、機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成26年10月24日

神戸地方法務局明石支局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成26年10月17日から２年の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成26年10月24日

那覇地方法務局長　内木場一晴

記

氏名　金城　弘丈
所属する土地家屋調査士会　沖縄県土地家屋調査士会
登録番号　沖縄第228号
事務所の所在地　沖縄県名護市字瀬嵩90番地
違反行為　虚偽の調査・測量の禁止違反等

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成26年10月24日　京都地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので、公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　京都地方検察庁　平成26年第１号
2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成26年10月24日
3　支給対象犯罪行為の範囲
(1)　支給対象犯罪行為が行われた期間
　平成25年７月４日頃から同年８月13日頃までの間
(2)　支給対象犯罪行為の内容
　被告人らが、健康補助食品の注文を受けた事実がないのに、あるように嘘を言う方法により、被害者をだまし、これを信じた被害者に代金引換の方法により健康補助食品を郵送し、その代金の名目で現金をだまし取った行為。
4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
(1)　健康補助食品業者名（検察官が既に把握しているもの）
　ナチュラルケア、創健生活
(2)　健康補助食品の商品名（検察官が既に把握しているもの）
　長寿泉、健康一番
(3)　主な犯行態様
　不正に入手した名簿に記載されている被害者に、「ナチュラルケア」又は「創健生活」等の名称の健康補助食品業者として電話をかけ、次のような嘘を言い、「長寿泉」又は「健康一番」等の名称の健康補助食品を代金引換ゆうパックで郵送し、代金と引換えに受領させて現金をだまし取る。
ア　〇月〇日に予約してもらった健康食品を発送します。注文をいただいた際の録音があります。注文を受けて作った商品なので、他人には渡せません。社員割引価格に値下げします。〇円でいいです。
イ　〇か月くらい前に、お母様から電話で定期購入の注文を受けていた健康食品の準備ができましたので送ります。代金は〇円です。こちらは注文された際の電話を録音しています。注文を受けて、合わせて製造した商品ですから、今回は受け取ってもらわなくてはいけません。僕が会社に頭を下げて今回限りにさせていただきます。代金引換で配達します。
ウ　注文を受けていた健康食品ができましたので送ります。〇月に申込みを受けています。当社の商品は、注文を受けてから作っていますので、キャンセルすることはできません。私の責任で〇円にします。郵便局の人が配達に行きます。商品と引換えで、一括で払ってください。